

(仮称) かごしま郡山風力発電事業
環境影響評価書（案）補正内容についての
意見の概要と事業者の見解

令和 7 年 8 月

かごしま郡山風力合同会社
(日本風力エネルギー株式会社)

環境影響評価書（案）補正内容について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

事業者に対して環境の保全の見地から提出された意見は 38 件であった。評価書（案）補正内容に対する一般の意見の概要と事業者の見解は表 1～表 7 のとおりである。なお、意見の概要に関しては原文のまま記載している。

表 1 一般の意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	郡山に移住して 20 年になろうとしています。みどり深い静かな美しい里山に、浮上した風力発電の計画に心を痛めております。御社が準備書の段階で述べていた「八重山は、地質学的にも問題はない」と言うことがずっと気になっていました。 地元の学者ではない方の「おすみつき」で事が進められてゆくのは合点がゆきませんでした。そこで、平成 18 年の 3 月に鹿児島県教育委員会から発行された「郡山郷土史」をひもときました。以下はその抜粋です。 ◎郡山地区におおわれた山々、その谷間に広がる田畑の景観は美しい。その景観は、この地区の北部が隆起して形つくられた「八重山」を中心とした山々と、火砕流と、堆積物に負うところが大きい。 ◎八重山の南斜面が植生を失うことにより。柱状せつ理の発達する「八重山玄武岩」が露出して、崩壊する危険性が高まる。玄武岩の堆積を森林が止めている。（土石流の発生を防いでいる） ◎八重山玄武岩下位に郡山層が分布し、ゆるく南へ傾斜している八重山南斜面では、地層が滑落しやすい。 ◎南へ傾斜した郡山層を削ることは、地滑りを誘発する恐れがあり道路等の工事では、周辺の地質も含めて地層の特性を考慮に入れることが重要であろう。 ◎八重山の南斜面にあたる中腹に湧水がほぼ同じ位置に実在し、そこが地層の境界にあたる。八重山の自然が保護され、湧水の水量が安定していることが、地層の崩壊を防ぐことになる。 以上 この郷土史が発行されてから 19 年が経っています。この文章の参考文献は、地元（鹿児島）の地質学者さん、他、八重山の地質をよく知られる方のものです。現在の八重山は、風化が進み、遊歩道を行くと、むき出しになった大きな岩が今にも下の市道に転げ落ちそうです。 御社の住民説明会には、幾度となく参加させて頂き、また市議会の傍聴にも足を運んだりしていますが、水脈、土砂災害の問題、遊歩道への影響など、凝念はぬぐえません。もし、このまま着工となったとしても、八重山を切りくずすと大変なことになりそうな気がするのです。	貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。 郡山郷土史にて言及されている「八重山の南斜面」については、本事業では、八重山の尾根沿いに風力発電機 4 基を配置する計画となっており、八重山の南斜面で土木造成工事をする予定はありません。また、「玄武岩下位に分布する郡山層」についても、本事業の計画地は、郡山層の上位にある川内玄武岩類及び岩下安山岩類に位置しており、下位に分布する郡山層を掘削することは予定しておりません。 本事業における改変箇所は、風車設置ヤードおよび搬入路に限定されており、面的な大規模造成ではなく、必要最小限の連続した線状の改変となるよう計画しております。 ただし、たとえ範囲が限定的であっても、地下水、土砂災害リスクなどへの影響は慎重に検討すべき事項であると認識しております。 そのため、計画にあたっては、事前に専門業者による地盤調査（ボーリング調査等）を実施し、現地の地層・地形状況等を把握したうえで、設計・施工管理を進めております。なお、計画にあたっては、関係法令に基づき、関係機関との協議・調整を適切に行ってまいります。 また、風力発電機や搬入路の設置に伴う伐採についても、環境に与える影響を極力抑えるため、樹木の伐採範囲を必要最小限とするとともに、適宜法面緑化等を行い、環境への影響を低減する措置を講じてまいります。

	途中様々な事が起きて、工事は進まないでしょう。地域に貢献し、世の為、人の為になる善事だったらさっさと進んでいたでしょう。 八重山の地質や、形状、郡山層などについて、もっと綿密な調査をして欲しかったと思うところです。 ※郡山層とは 貫入したマグマや熱水によって粘土化しているきめの細かいミネラルを含む泥。 ※柱状せつ理とは 溶岩や火砕流の堆積物が平坦な地形層をおおって板状に堆積したあと、その冷却の過程で収縮して無数の縦方向の割れ目ができる。(柱がぎっしり詰まったように見える。 郷土史参考	
--	--	--

表2 一般の意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
2	環境保全の見地からの意見をということで、風力発電を設置するに当たっての基本的な考え方や取組み方について色々質問致します。 過去、鹿児島県内に設置し、運用されている薩摩半島南端の野間池の高台地や鹿児島市宮之浦町「牟礼ヶ丘ウィンドファーム」など身近な風力発電運転施設として知っている。 2025年4月9日南日本新聞20面に上記の「牟礼ヶ丘ウィンドファーム」が、運転を停止し解体作業を開始したとの発表記事が掲載されていた。20年間の固定価格買い取り制度の適用期間が終了したため、9月末までに全8基の撤去を終える予定とのこと。 何故、20年経過で撤去するのか、試作運用設備としてのデータ取得目的なのか原因を理解できない。最近のテレビ番組で、東京・浜松町駅前の世界貿易センタービルが、(32階建ての高層ビル) 築約40年位で解体される作業現場が放映された驚き。と同じ想いです。 私こと、過去電力事業会社に研究員として約10年程従事した職歴がある。今回の件は大変興味を感じている。 これから建設して設置される新設の風力発電設備概要などの程度高度化した最新設備なのか期待が膨らむ。 2005年3月に発電を始めた「牟礼ヶ丘ウィンドファーム」を参考にして、対比した機種はどのメーカー製か(国産 or 外国製か) ○使用寿命は何年単位を見込んでいるのか 例えば原発でいうと川内原発は当初40年だったと周知している。 ○設置建設工事について 環境アクセス対策は、 森林伐採や工事用道路建設は、 設備案内板など具体的施策は、 ○風力発電設備完成後の運用方法について ○天体望遠鏡(日本国の地形全体の3角地点)設備との相互間の連携や連絡網のやりとり	貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。 ○メーカー、機種について 本事業で採用を予定している風車は、現在日本国内にはメーカーが存在しないため、海外製の機種を選定しております。 具体的には、世界的な風力発電機器メーカーであるシーメンスガメサ・リニューアブル・エナジー社製の風車を採用予定です。 機種は、以下の2種類を計画しております。 SWT-DD-130 SWT-DD-120 ○使用寿命、運転年数について 本事業では、基本的に固定価格買取制度(FIT)の適用期間に合わせ、20年間の運用を想定しておりますが、FIT期間満了後には、設備の状態や事業採算性、地権者様のご意向、地域との関係性等を踏まえ、延長運転・建替え(リブレース)・撤去のいずれかを行う方針でございます。 なお、構造物としては20年以上の耐用年数となりますが、実際には部品ごとに異なる耐用年数があり、定期的な保守点検や部品交換を実施しながら、長期的な安全運用に努めてまいります。 ○設置建設工事について 本事業における設置建設工事の実施にあたっては、地域の自然環境や周辺の安全に最大限の配慮を行いながら進めることが重要であると認識しております。 そのため、以下のような具体的な対策を講じてまいります。 1. 法令に基づく適切な設計および審査対応 ・環境影響評価については、「環境影響評価法」に基づく手続きを適切に実施しております。

	について ○新設の風力発電と八重山ハイキングコース公園との共調和など関連けてのグレードアップを計画構想に連結希望要綱をどう考えられているか。 以上について詳細な内容でなく、支障ない範囲で解答戴けたら幸いです。	・土地の改変にあたっては、「森林法」により定められた厳格な技術基準に従っており、今後、林野庁および鹿児島県による厳正な審査を受ける予定です。 ・また、盛土等を伴う箇所については、令和5年に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、安全性の確保を最優先とした手続および設計を実施いたします。 今後も、関係法令に基づき、関係機関との協議・調整を適切に行いながら、継続的な安全確保に努めてまいります。 2. 伐採範囲の最小化 ・森林法に基づく許可手続を関係機関と協議のうえ行い、必要最小限の範囲での伐採を計画しております。 3. 搬入路整備 ・搬入道路につきましては、森林施業に資する林道としての活用を見据え、あらかじめ関係機関と協議を行っております。林道基準等に基づいた設計を行っており、今後適切に工事を実施してまいります。 4. 住民および来訪者への安全配慮 ・工事期間中は、周辺住民の皆さまへの事前周知を実施するほか、来訪者向けに工事案内板の設置を行います。 ・また、必要に応じて警備員の配置等の対策を講じるほか、自治体や関係機関とも連携しながら、適切な安全対策を実施いたします。 ○風力発電設備完成後の運用方法について 完成後は、遠隔監視システムによる常時監視のもと、安全管理や定期点検を行い、異常時には迅速に対応する体制を整備いたします。併せて、地域住民のみなさまとの連絡体制の構築にも努めてまいります。 ○天体望遠鏡設備との相互間の連携や連絡網のやりとりについて 天体望遠鏡（国立天文台 VERA 入来観測局）につきましては、管理者との協議を実施しており、本事業によって観測に支障が出る可能性は低い旨を確認しております。 ○新設の風力発電と八重山ハイキングコース公園との共調和など 八重山自然遊歩道や八重山公園、八重の棚田など、周辺の既存施設・自然環境との調和も重要な観点と認識しております。案内板の標示等、自治体や地域のみなさまのご意見を踏まえながら、安全で環境に配慮した事業推進を心がけてまいります。
--	---	--

表3 一般の意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
3	I. 意見の趣旨 本事業に関する環境影響評価書（案）を確認した結果、環境保全、住民の生活環境、健康、法的手続きの正当性のいずれにおいても、重大かつ致命的な問題点が多数認められました。したがって、本事業の推進に対して強く反対し、計画の抜本的見直しまたは中止を求めます。 II. 意見の内容 (1) 土量計画の不整合と説明不足 準備書では65万m^3以上だった残土量が、評価書案では5万9千m^3に激減しており、大臣勧告に対応した結果ではあるものの、その変更理由や裏付けとなる工法変更、掘削計画の詳細、地形改変量の内訳が示されておらず、不透明な内容となっています。 また、評価書案では「水源に配慮して、土砂の踏み固めを避ける」と記載されている一方で、同じ箇所において「災害対策として、地盤を安定化させる必要がある」とも述べられています。これは、水源保全の観点からは表土や地面に手を加えず自然状態を保つ必要があるのに対し、災害対策の観点からは逆に人工的に地盤を締め固めて強度を高める必要があるという、相反する処置を同時に正当化していることになります。 このように、同一の地点や行為に対して矛盾した目的と対策が示されていることは、整合性を欠き、対策の実効性や真意に対する疑念を生じさせます。環境負荷や輸送経路、施上法の見直しといった関連する影響評価の記載もなく、環境アセスメントの基本である合理性・一貫性・説明責任が著しく欠如しています。 (2) 騒音（スウィッシュ音）と健康被害への評価欠如 スウィッシュ音は単なる音圧の大小ではなく、風向、風速、風車の回転数、周波数特性などが複雑に関係する現象です。スウィッシュ音による周期的な騒音変動(1～2dB)は、特に夜間に睡眠障害やストレスの原因となることが国内外で報告されています。医学的・疫学的な知見が存在するにもかかわらず、評価書案にはその反映がなく、緩和措置の検討も全くされていません。北欧諸国では風車と住宅の距離を10～15kmとすることが一般的である一方、本事業では1km圏内に住宅が存在しており、にもかかわらずその影響評価や配慮が極めて不十分です。 (3) 神之川・甲突川の希少種・水質への影響 希少種（ヤマトヌマエビ、キイロヤマトンボなど）が確認された神之川や甲突川に対し、濁水流入や排水による間接的影響が予測されるにもかかわらず、「影響は小さい」とされ、具体的な対策やモニタリング計画が極めて不十分です。 (4) 風車の強度・耐風性・地盤安全性の評価不足 本事業において設置が予定されている風力発電設備は、設計カットアウト風速が30m/sとされています。 しかしながら、鹿児島県内では最大瞬間風速が50m/sを超える台風が過去に複数回観測されてお	貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。 I. 本事業では、環境影響評価法に基づき、自然環境や人の健康・生活環境に与える影響について、適切に調査・予測・評価を実施し、これまで関係機関による審査を受けてまいりました。評価書につきましては、今後、所管行政庁である経済産業省において審査が行われる予定です。 II. (1) 残土量の大幅な見直しについてですが、本事業では、準備書に対するご意見や経済産業大臣の勧告等を踏まえ、風力発電機の設置数を9基から8基に削減し、さらに風車ヤードの配置・高さ・形状、搬入路の線形や切土勾配などを抜本的に見直しました。これに加えて、盛土の代替として補強土壁等の工法を導入することにより、土量を抑制しつつ安定性を確保できるよう設計を工夫いたしました。 このような工法変更により、造成面積は約31.6haから21.0haに縮小し、残土量についても再評価の結果、最大約14万m^3へと大きく削減されました。 次に、「水源保全のため踏み固めを避ける」旨の記載と、「地盤安定化のため締固める必要がある」旨の記載については、それぞれの地質条件や地形に応じた対応を意図しているものであり、同一地点で矛盾した対策を同時に講じるものではありません。 具体的には、水源近傍など地下水への影響が懸念される区域では表土への改変を最小限とし、一方で斜面や盛土等の安定性が求められる箇所では適切な締固めや排水処理などを講じることで、安全性と環境保全の両立を図っております。 加えて、造成箇所等の安全確保については、令和5年に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」や、森林法に基づく技術基準に従い、関係行政機関により厳格な審査が行われる予定です。本事業においては、造成後も開発前と同等以上の安全性・強度（治山・治水能力）を確保することが求められており、設計段階からその実現に向けた対策を講じております。 II. (2) 風力発電設備から発生する騒音は、地域住民のみならず生活環境や健康に関わる重要な事項であり、弊社としても慎重かつ誠実に対応しております。 風車騒音による健康影響については、環境省が平成28年度にとりまとめた「風力発電施設から発生する騒音等への対応について（風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会 報告書）」において、「風車騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低い」とされつつも、「振幅変動音等はわずらわしさ（アノイアンス）を増加させ、静かな環境では35～40dBを超えると睡眠への影響リスクがある可能性が示唆されている」と整理されています。 これを踏まえ、環境省は平成29年に「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を公表し、騒音評価における指針値を定めています。本事業では、

り、これは設計基準を大きく上回ります。台風常襲地域においては、風車の倒壊、ブレード飛散、基礎破損といった構造的リスクが想定され、個別の強度検証および安全対策の詳細な開示が求められます。 しかし、評価書案を確認した限りでは、風車の基礎構造に関する設計方針や地耐力・支持層に関連する具体的な技術的情報は十分に明示されておらず、それらに関連する用語についても評価書案中での言及が見受けられませんでした。 また、現地の地盤は火山性風化土壌や傾斜地を含む複雑な地形であり、豪雨や地震の際に地盤崩壊・液状化・基礎沈下が生じるおそれがあります。このような特性に対して、いかなる安全対策が講じられるか、あるいは講じられないかすら明示されていないのは、構造物の安全性に関する説明責任の重大な欠落です。 さらに、万が一風車が倒壊・逸脱・損壊した場合に、下流域の住民や水源、道路・送電インフラに与える二次的被害についてのリスク評価や対応計画も見当たりません。 よって、評価書案における風力発電設備の構造安全性評価は、信頼性・透明性・合理性のいずれの観点からも著しく不十分であると判断されます。 (5)住民説明・合意形成の不十分さ 過去に行われた説明会は自治会および新聞通知に限定されており、自治会未加入世帯や情報弱者への配慮がありません。住民全体の理解と合意が形成されていない状況で計画が進められており、「地域に寄り添った」開発とは言えません。また、事業終了後の風力発電設備の撤去・廃棄に関して「未定」と記載されており、将来的な環境負荷や費用負担が不透明です。 (6)法の主旨を満たさない評価書内容 形式的には環境影響評価法の手続きを踏んでいるように見えますが、予測・評価・住民参加・予防原則・説明責任のすべてにおいて、法の趣旨を実質的に満たしていないと判断されます。 (7)鹿児島県景観形成ガイドラインとの整合性に関する懸念 本事業計画は、鹿児島県の「景観形成ガイドライン」に示された「山並みや稜線の改変の抑制」「自然との調和」「景観への圧迫感や眺望阻害の回避」といった基本方針との整合性に懸念が残ります。 計画では、稜線に近い場所へ全高 150m を超える風力発電設備を複数設置することが想定されており、周囲の山地景観や中山間地域からの眺望に対して一定の視覚的影響が想定されます。風車塗装の配慮に言及している点は評価できますが、それでも大型回転体が動的に視界を占めることによる違和感や圧迫感は避けがたく、自然景観との調和を損なうおそれがあります。 また、住民への十分な説明や景観に関する合意形成が行われたとは言い難く、今後の丁寧な協議が不可欠です。景観法第 4 条では、地方公共団体に地域の特性を踏まえた景観形成の責務が課されており、本事業についても住民や専門家との協働による慎重な検討が必要と考えます。 Ⅲ. 結語	この指針に基づき騒音および低周波音（超低周波音を含む）の予測評価を実施しており、すべての地点で指針値を下回る結果となっています。 また、低周波音に関わる心理的・生理的影響の評価値としては、ISO-7196 で感覚閾値が規定されています。本事業における環境影響評価の騒音・低周波音（超低周波音を含む）の予測評価については、これら心理的・生理的側面への影響を考慮した評価指標との比較も行っており、指針値や感覚閾値を超過する地点はございませんが、ご指摘の通り、同じ音圧レベルでも音に対する感じ方は人によって異なり、例えば風力発電に対する印象等もアノイアンスの程度に影響を与えるものと考えております。 そのため、弊社としては、指針値を満たしている場合であっても、風車から 1 km 範囲となるすべての住居に対して個別の説明機会を設け、予測結果や環境保全措置の内容に加え、事業についてのご理解をいただけるよう努めており、事業開始後においても、環境影響評価法に基づく事後調査を実施するほか、地域のみなさまからご連絡をいただいた場合には、現地への個別訪問等により状況の詳細を把握するとともに、必要に応じて調査の実施、外部の専門家へのヒアリング等を行います。その結果を踏まえて、丁寧かつ誠実に対応を進めてまいりたいと考えております。 また、風車の音にご不安をお持ちの方には、実際の音の大きさや聞こえ方をご確認いただけるよう、他地域で稼働中の風車を対象とした見学ツアーも実施しており、今後も、理解促進と不安軽減に努めてまいります。 なお、北欧諸国において「風車と住宅の距離を 10 ～15km とすることが一般的である」とのご指摘につきましては、当社として公的資料や制度上の根拠を確認できておらず、そのような基準が一般的に採用されているとの事実も把握しておりません。 Ⅱ. (3) ヤマトヌマエビなどは底生生物として調査を行い、準備書以降に追加地点において調査を実施しました。数地点において、降雨時に濁水の流下が予測されますが、その値は生物が死滅するような数値ではなく、農業用水に利用が可能な範囲であり、生息する生物への影響は小さいと考えております。 Ⅱ. (4) 本事業において設置を予定している風力発電設備の構造安全性につきましては、厳格な技術基準に基づき、安全性の確保に万全を期す計画としております。 今回設置予定の風車は、運転制御上のカットアウト風速が 30m/s となりますが、これは風速が一定値を超えた際に風車が自動停止するための制御値であり、構造的な耐風設計とは異なります。 実際の構造設計においては、過去の風車倒壊等の事例を踏まえ、2017 年に日本で新たに整備された厳しい設計基準に基づき、10 分間平均風速（極値風速）57m/s という極めて高い風速条件に耐えることが求められています。この風速は、一般的に最大瞬間風速に換算すると約 80～90m/s に相当し、国内の
---	--

本意見書で述べた通り、かごしま郡山風力発電事業に関する環境影響評価書（案）は、事業の根幹に関わる土量計画の変更が極めて不透明であることをはじめとして、騒音・健康被害、希少種への影響、構造物の安全性、住民合意、法的手続きに至るまで、多方面において重大な欠陥と説明責任の欠如が認められます。とりわけ、評価書案全体に共通して見られるのは、「形式的な対応に終始し、実質的な再評価や配慮がなされていない」点です。数字の調整や抽象的な文言では、地域の環境保全や住民の安全・健康は守れません。 本事業のように大規模かつ地形・生態系・生活環境に重大な影響を及ぼす計画においては、環境影響評価書は単なる手続きの一部ではなく、事業の適否を公正に判断するための中核的な資料でなければなりません。 したがって、本評価書案は現時点では環境影響評価法の精神に反し、地域住民の信頼にも足りない内容であり、事業の推進を認めることは到底容認できません。 よって、本事業の抜本的な見直し、または中止を強く求めるものです。 IV. 要望事項 以上の意見および結語に基づき、事業者および関係行政機関に対し、以下の事項が実行されるよう強く要望します。 (1) 事業計画の中止または抜本的見直し 本意見書で指摘した数々の重大な問題点を鑑み、現行の事業計画を中止するか、あるいは白紙の状態から全面的に見直すこと。 (2) 透明性の高い合意形成プロセスの再構築 これまでの説明会を無効とし、改めて公平な立場から説明会を再実施すること。その際、自治会加入の有無にかかわらず、神之川下流域を含む影響が想定される全ての周辺地域住民に対し、戸別の通知を行うこと。 計画の全容、特に今回指摘した土量計画の変更経緯、騒音の健康リスク、安全性評価の根拠、将来の撤去計画など、全ての情報を包み隠さず公開し、住民の質問に対して誠実に回答する責任を果たすこと。 (3) 第三者機関による客観的な再調査と評価の実施 事業者から独立した第三者機関に依頼し、以下の項目について客観的かつ科学的な再調査・再評価を実施し、その結果を公表すること。 ・掘削・盛土計画の妥当性と、変更に伴う環境影響（騒音、粉塵、水質汚濁など）の再評価。 ・スイッチュ音を含む騒音の健康影響に関する、最新の医学的・疫学的知見に基づいた再評価。 ・風車設置予定地の地盤・地質調査、および鹿児島県の特性である大型台風を想定した気象調査。 ・神之川・甲突川における希少種を含む生態系への影響に関する詳細な再調査と、実効性のある保全計画の策定。 (4) 全性の具体的な証明と将来責任の明確化 ・JIS 規格への準拠といった形式的な記述に留めず、本事業地の特性を考慮した風車の強度計算書、	台風環境を十分に想定した設計となっております。 また、風車の建設にあたっては、建築基準法と同様の内容が含まれる「電気事業法」（平成 26 年制定）の厳しい技術基準に基づき、地質調査、風速評価、荷重評価等を行ったうえで基礎やタワーの設計が行われ、安全性を確保します。 なお、ご指摘のとおり、当該地域には火山性風化土壌等が含まれることを地質調査等において確認しており、風車基礎設計においてはこれらの調査結果を踏まえ基礎形式を選定の上、安全確保に努めてまいります。 これらの事項は、環境影響評価法とは異なる制度上の枠組みに基づき、それぞれの所管機関において適切に審査・許可が行われるものです。 II. (5) これまで説明会の開催にあたっては、環境影響評価法に基づき公告を行うとともに、自治体や関係地域の自治会等と連携し、周知に努めてまいりました。 配慮書につきましては、南日本新聞朝刊での公告、および事業者ホームページでの周知を実施しております。 方法書および準備書においては、官報や南日本新聞朝刊での公告、鹿児島市および薩摩川内市のホームページに加え、南日本新聞および南日本リビング新聞の折込チラシ、関係地域における回覧板の活用など、複数の手段を通じて広く周知を図ってまいりました。さらに、準備書段階でいただいたご意見を踏まえ、自治会未加入の方も含めた郡山地域全戸への配布等も実施し、より確実な周知に努めております。 また、本事業では、基本的に固定価格買取制度（FIT）の適用期間に合わせ、20 年間の運用を想定しておりますが、FIT 期間満了後には、設備の状態や事業採算性、地権者様のご意向、地域との関係性等を踏まえ、延長運転・建替え（リプレース）・撤去のいずれかを行う方針でございます。 II. (6) 本事業においては、環境影響評価法に基づき、配慮書の段階から現在の評価書（案）に至るまで、各段階において法令に定められた手続を適切に実施しております。 また、住民意見の反映に関しては、評価書（案）の公告・縦覧、意見募集、住民説明会の実施、意見の概要および事業者見解の公開など、制度上求められる対応に加え、必要に応じた追加的な取組も実施してまいりました。 加えて、こうした一連の手続が形式的な履行にとどまることなく、実質的なものとなるよう、関係機関との協議や地域の皆さまとの対話にも継続して取り組んでおります。 なお、評価書の内容や各手続の適否につきましては、今後、経済産業省において適切に確認・判断されるものと認識しております。 II. (7) 本事業では、風力発電機の視覚的影響を可能な限り低減するため、環境影響評価の各段階において、風車の設置基数・配置等を段階的に見直し
--	--

基礎構造の設計図書を公開し、構造上の安全性が確保されていることを具体的に証明すること。 ・事業終了後の風力発電設備の撤去、廃棄、および土地の原状回復に関する具体的な方法、スケジュール、費用負担の計画を明記し、その履行を担保する措置を講じること。 これらの要望が誠実に実行されない限り、本事業計画に同意することは断じてできません。法の趣旨に則った、真に地域に寄り添った対応を求めます。	てまいりました。 具体的には、風力発電機の設置基数を当初の最大22基から最終的に8基へ削減し、高さについても最大180mから159mへと低減しております。配置においては、山並みとの調和に配慮し、山稜線の起伏に沿った配置とするとともに、地形や樹木による遮蔽を活用し、視認性や圧迫感を軽減しています。 なお、これらの景観予測については、これまでの住民説明会において、フォトモンタージュ等を提示の上、丁寧な説明に努めております。 また、鹿児島県が定める「風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」については、環境影響評価法とは別の手続きとして、事業者が遵守すべき基準への適合の有無が判断される予定となります。 IV. (1) 本事業は、再生可能エネルギーの普及促進という国のエネルギー政策に資するものであり、地域における再生可能エネルギーの安定供給の実現と、持続可能な社会の構築に貢献することを目的として計画を進めているものです。 事業計画の策定にあたっては、環境影響評価法に基づき、段階的に調査・予測・評価を行うとともに、関係機関や地域のみなさまからのご意見を反映させるべく、慎重な検討を重ねてまいりました。ご指摘の点につきましても、これまでの手続過程において反映可能な部分については必要な見直しを行い、環境保全措置の強化など、可能な限りの対応に努めております。 今後も引き続き、各種法令や許認可に基づく手続を誠実に進めるとともに、地域のみなさまの声に耳を傾け、丁寧な説明と協議を重ねながら、地域と共生する形での事業実施に努めてまいりたいと考えております。 IV. (2) これまでの説明会につきましては、環境影響評価法に基づき、適切な方法・手順に則って開催してまいりました。自治体や関係地区（自治会等）との調整を踏まえたうえで、説明対象地域や開催方法を定め、可能な限り多くの住民のみなさまにご参加いただけるよう配慮を行っております。 また、説明会にあたっては、事業計画、騒音予測等の環境影響に関する予測評価結果、残土量の変更経緯、安全性確保に向けた取組み等、説明を実施し、頂いたご質問についても、その場で可能な限りお答えしてまいりました。 今後、関係法令に基づく説明会や工事計画に関する説明等を実施する際には、今回頂戴したご意見も踏まえ、自治体や地域のみなさまと相談のうえ、周知方法や説明内容について再度検討してまいりたいと考えております。 IV. (3) 本事業の環境影響評価においては、環境影響評価法に基づき、専門調査機関による調査・予測・評価を実施し、経済産業省等の関係行政機関とも協議を行ったうえで、適切な内容となるよう取りまとめております。
---	--

		ご指摘の各項目についても、現行の評価書（案）の中で既に調査・評価を行っており、必要な環境保全措置を講じております。そのため、現時点で第三者機関による再評価を実施することは予定しておりません。 なお、今後、関係法令に基づく許認可手続において、引き続き関係機関と協議のうえ慎重に対応してまいります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。 IV.(4) 風車の構造安全性につきましては、ご認識のとおり、日本産業規格（JIS C1400-1:2017）の T クラスに準拠し、厳しい風環境にも耐え得る設計としております。 加えて、当該地域の地質調査結果等を踏まえつつ、「電気事業法」に基づく技術基準に従い、詳細な設計および審査を実施し、第三者機関による認証を取得する予定です。 なお、構造計算書や設計図書につきましては、施工や安全管理にかかわる慎重な取り扱いが求められる情報を含むことから、一般公開は予定しておりませんが、関係法令に基づき関係機関に適切に提出・審査されることで、客観的な確認が行われるものと考えております。 また、事業終了後の対応につきましては、延長運転・建替え（リプレース）・撤去のいずれの可能性も見据えた上で計画を立てております。 撤去を行う場合には、設備の適切な処理を実施するとともに、地権者様や関係機関等との協議を踏まえ、必要な原状回復等の措置を講じてまいります。 今後も、関係法令に基づいた適切な対応を行うとともに、地域の皆さまに対して丁寧かつ誠実な説明に努めてまいります。
--	--	--

表 4 一般の意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
4	○騒音について ・騒音に対する知事意見では、 「風力発電設備等の配置等が予定されている地点から 1 キロメートル未満の範囲に住居が存在（準備書では、風力発電機から最寄りの住宅までの距離は約 0.5 キロメートルと記載されている。）しており、 「風車から 1 キロメートル程度離れた住民から騒音の苦情が寄せられている事例があることから、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を評価書に記載すること。」と、あります。 御社が青森県で運転開始した発電所中里風力発電所は 46,800kW の総出力で、1 基当たりの定格出力は八重山周辺で計画されているものと同等レベルであると、説明が以前ありました。青森県中泊町では、中泊町長が、民家から 1km 以上離してほしいとの要望に応じて建設されています。（青森県中泊町役場で確認済み）中泊町では、風車が従来のものより巨大であることを鑑み、民家から 1km 以上離すよう求めたとの事です。 御社には、県知事意見で実質 1km 以上離すよう求	貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。 本事業では、準備書に対する鹿児島県知事および評価書（案）に対する見解を踏まえ、経済産業省および鹿児島県と協議を実施した上で、騒音に関する対応方針を整理いたしました。 通常、環境影響評価においては、環境省が平成 29 年に発行した「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づき、地域を代表する地点での騒音予測評価を行うことが標準的な手法とされておりますが、本事業では、知事意見を尊重し、1km 未満に位置するすべての住居を対象に個別の騒音予測評価を実施しております。予測にあたっては、前述のマニュアルに従って現地調査を実施し、残留騒音を算出した後、「ISO 9613-2 屋外における音の伝搬減衰—一般的計算方法」等に準拠した計算を行いました。空気吸収、地表面反射、幾何減衰、回折減衰を考慮した一般的な予測手法であり、音が伝搬しやすい条件による安全側の予測を行っております。

	められていますが、これまでもずっと全く聞く耳を持っておらず、計画を推し進めてきています。 中泊町長の意見は聞くけれども、鹿児島県知事の意見は聞かないということになります。 1km 圏内の住民に「説明を受け理解しました。」という部分に署名をとって回り、それをどう使うかの説明はありません。「理解した。」というのは、何に対して理解したのかわからないし、どの程度の説明に何に対して理解したのか、住民は納得していません。住民に無断で録音したり、録音をやめるよう求めてもやめなかったり、署名をどう利用するのか話していなかったり、そもそものデータの計算する基準が、おかしいのではないかという疑義もあります。このような扱いを受けて、御社を信じろと言われても信用できません。 騒音は経験してみなければわからないことだらけです。 1km は離してもらうことは、同じ会社なのでから、当然聞き入れてください。 中泊町の意見は聞いて、鹿児島県知事意見を見無視することは、どういうことなのか、住民に説明しさえすればよいという考えとしか映りません。	さらに、その結果をご理解いただくため、対象住居には戸別に訪問し、予測結果や環境保全措置の内容をご説明する機会を設けております。 なお、署名に関しては、騒音の予測結果や環境保全措置の内容について、弊社説明によるご理解の有無を確認するため、説明資料に署名欄を設けさせていただいたものです。 また、ご指摘にありました弊社の青森県中里風力発電所に関しましては、基礎自治体に確認した結果、「風車と住居との距離について、一律の離隔距離を設けて指導する方針は取っておらず、事業計画ごとに個別に確認・協議を行うという運用で対応している。なお、当該 中里風力発電所の計画時においては、周辺住居から 1km 以上離すような具体的な指導や要請を行った事実はない。」との見解を得ております。 事業に対するご懸念やご意見につきましては、今後とも真摯に受け止め、必要に応じて説明や対話の機会を設けながら、信頼構築に努めてまいります。
5	○騒音について ・それでも、御社が 1km 圏内に住居があることを指摘を受けながら、建てようとするのであれば、1 ヶ月ほど、影響があると思われる 1km 圏内の同条件の元で寝泊まりするといったような実験を、実際の住民の相当数の人数で行っていただきたい。 なぜかという、これは以前、風車の近くに住んで被害を受けておられた方が、おっしゃったことです。事業者に対して「自分の隣の土地を貸すから、1 ヶ月寝泊まりしてみろ」と言われたそうです。その上で、二重サッシにしたが音は変わらないと言われました。 昼間の 1 日だけ、騒音の体験ツアーに連れていかれても、住んでいる人でなければその実態はわかりません。距離の問題ではないとしても、知事意見の最低でも、1km 離すことは必至です。	繰り返しのご説明となりますが、鹿児島県知事からのご意見を踏まえ、弊社では、環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル（平成 29 年）」に基づく一般的な手法を上回る対応として、1km 未満に位置するすべての住居を対象に、個別の騒音予測評価を実施いたしました。 これにより、周辺地域における騒音影響をより詳細に把握し、対象となる住居には、個別訪問により予測結果や環境保全措置の内容をご説明し、ご理解をいただけるよう努めております。 また、弊社では、風車の近隣にお住まいの方々に対し、日頃より騒音の感じ方等に関する個別ヒアリングを行っており、最新型の風車においては、これまでのところ、騒音に関する懸念の声をいただいた事例は確認されておりません。 もっとも、音の感じ方には個人差があり、感受性や生活環境の違いによって、不調を訴えられる方がいらっしゃる可能性があることについては、弊社としても真摯に受け止めております。 そのため、こうした不安の軽減を目的に、弊社が他地域で運営している風力発電施設において、実際の風車の音環境をご体感いただける「風車見学ツアー」を実施しております。
6	○クマタカ ・令和 5 年以降、調査はしていないとの日本気象協会の参考人招致での発言がありました。 一方、2 ペアあるとされていたクマタカペアには、幼鳥が存在することも述べています。 もう、令和 7 年となり、すでに 2 年近い月日が流れています。 環境は、変わっているのではないですか。再調査の必要性があると思います。	猛禽類の生息状況を把握するため、令和 2 年～5 年にかけて現地調査を実施しましたが、その間にクマタカペアが営巣地を変えるような環境の変化はなく、調査終了後の 2 年間においても、同様に大きな環境の変化はなかったと考えております。評価書では令和 5 年までの調査結果から予測評価を行いました。が、予測には不確実性が伴うため、風力発電施設の稼働後にクマタカ以外の猛禽類も対象として事後調査を実施する計画です。
7	○クマタカ ・ヘリコプターによる機材搬入をクマタカの営巣地	クマタカの繁殖で敏感になりやすい時期は、巣作りを始める冬場から、ヒナがまだ小さい時期の 5 月

	から 1km 以上離れた飛行ルートをとったと言われますが、子育て期に何往復も行っていました。搬入時期の設定がおかしいと申し上げました。迂回したから良いと言うのは、環境の保全を全く無視した行為だと思います。ヘリコプターの音は、地域じゅうに一日中響き渡っていました。	頃までと考えられます。今回ヘリコプターによる機材搬入を行ったのは 2023 年 6 月であり、繁殖が順調に進んでいけば、巢内でヒナがはばたきの練習をし始める時期にあたり、比較的ヒナが成長した時期と推測されます。また、クマタカ営巣地の山腹に対して 1km 以上の離隔をとり、できるだけ反対側を飛行するルートで機材搬入を実施いたしました。この 1 日で作業は終了しており、成鳥の動きをみても、問題はなかったと考えております。
8	○土地の改変 ・前回「当初風車のヤードの面積は、3000～5000 平方メートルと述べられていましたが、去年の 11 月では 5000～7000 平方メートルと変更になりました。減らすべきところが、増えており、土捨て場確保に乗じたものではないかと推測できます。なぜ、変更になったのですか。」と質問しましたが、「地形に合わせたヤード形状を検討しました。結果、一部ヤード面積としては増えているものの、事業全体の改変面積を約 31.6ha から約 21.0ha まで削減、残土量も約 65 万 m³から約 18 万 m³まで削減し、環境影響の低減を図ることができております。」との回答でした。回答になっていません。そもそも風力部会でも「土地改変の度合いはさらに過激であると言えます。『土地の改変を最小限に抑える』抽象的文言では済まされないレベル」と言わしめるほどの無謀な土地改変だったわけですから、低減されて当然のレベルであり、論点をはぐらかしています。なぜ、ヤード面積が増えたのか、土捨て場確保としての利用なのではないですか。改変は、可能な限り少なくする方向でなければならないのではないですか。	風車ヤード面積の変更につきましては、各風力発電機の設置位置における地形や、施工上の安全性、効率性等を踏まえ、個別に最適な形状・規模を再検討した結果であり、意図的に面積を拡大したものではありません。 具体的には、切土・盛土の安定性、搬入・据付に必要な作業スペース、法面勾配の安全基準への適合など、設計・施工の合理性および安全性を考慮し、各ヤードの形状や面積を調整したものです。 一部のヤードでは地形への適合性を高めるために面積が拡大した箇所もございますが、全体としてはご指摘のとおり、事業区域全体の改変面積を大幅に縮減するとともに、発生残土量も大きく低減しております。これは、環境負荷を最小限に抑えるべく、繰り返し検討を重ねた結果であり、土捨て場の確保を目的としたものではありません。 今後も関係法令に基づき、関係機関との協議・調整を適切に行いながら、安全の確保に努めてまいります。
9	○土地の改変 ・北側に道路があるのにも関わらず、7号機、8号機に通じる新たな道路の盛土の量は、土捨て場と言ってもいい相当量の盛土がなされています。従来の道路を利用しない理由は何ですか。梨木野集落の真上に位置しますので、やめていただきたい。また評価書案 図 2.2-4(1)、(6)における盛土の量は何 m³ですか。	既存道路につきましては、風車部材等の運搬可否について検討を行った結果、通行条件や安全性等の観点から利用は困難であると判断したことから、現在の道路計画を採用しております。 また、図 2.2-4 に記載の各箇所における盛土量は以下のとおりです。 (1)：約 40,000 m³ (6)：約 23,000 m³
10	○土地の改変 ・新たな場外土捨て場が決まっていないという事は、搬出ルートも決まっていないという事です。工事に伴う影響を再調査しなくてはならないのではありませんか。	現在、追加の場外土捨て場につきましては、候補事業者との間で処理可能な土量等の条件について交渉を進めている段階です。 搬出ルートについては、既存の工事用車両の通行ルートと同様に、主要地方道 36 号（川内郡山線）を使用することを想定しております。 なお、今後、追加で残土の場外排出を行うこととなった場合には、必要に応じて騒音・振動に関する再予測および評価を実施し、適切な環境保全措置を講じてまいります。

表 5 一般の意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
11	○騒音について ・昨年 11 月の説明会において、環境 7 には住民は住んでいないということで説明を受け、騒音の調査地	貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。 ご指摘の住居の居住状況につきましては、個人情報

	点から削除されていましたが、本年 6 月 7 日の説明会で、実際は住んでいることが明らかになりました。地域住民の証言もあります。 昨年 11 月の説明会で、虚偽の発言をしたことになります。 また、住んでいるのであれば、7 号機 8 号機は、以前より極めて近づいていますので、環境 7 は風車の騒音の測定を改めて行い、公開すべきです。 また、虚偽発言が繰り返されることに、さらなる不信感を抱いており、今後「住民に寄り添う」態度とは、かけ離れていると感じています。	報に関わる事項であるため、詳細な内容についてのご説明は差し控えさせていただきますが、弊社としては環境影響評価手続において、当該住居に現在居住実態がないことを、住民票等の公的な資料に基づき確認しております。 また、大変恐縮ではございますが、本年 6 月 7 日の説明会におけるご発言については、当該住居に現在お住まいの方ご本人ではなく、過去にお住まいだったご親族に関するお話であったものと認識しております。
12	○騒音について ・6 月 7 日の説明会で、冬のデータを教えてくださいと言いましたが、日本気象協会の方は、測っていないと言われました。 冬のデータを評価書案に記載していない理由が、「冬は風が強いから」との理由でしたが、測っていないのに風が強いという理由が成り立つのでしょうか。 冬は、しんとして空気が良く澄んで、星がとてもよく見えます。風のない日も多くあり、「風が強いから」という理由は、何の根拠からきているのかわかりません。 風の強い日を避ければいいことだと思います。 うちの場合、いただいた資料によりますと、指針値ぎりぎりでした。 冬のデータがとても心配です。改めて冬のデータを測ってください。	ご質問の「冬のデータ」についてですが、風力発電施設における騒音測定は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年）に基づいて行うことが求められており、風力発電機が実際に稼働する「有効風速範囲（カットイン風速以上～定格風速未満）」における騒音を評価することが基本とされています。 本事業で採用予定の風力発電機では、3～15.5m/s がこの有効風速範囲に該当し、冬季にはこの範囲を超える強風が吹く日も多く、測定マニュアルに適合しない風速条件が多いことから、冬季の騒音測定は実施しておりません。 なお、事業稼働後には事後の騒音調査を実施し、冬季における音環境についても実態を把握する計画としています。 調査結果を踏まえ、必要に応じた対応を検討し、地域の皆さまの生活環境への影響を最小限に抑えるよう努めてまいります。
13	○騒音について ・また、冬の調査をしなかったことの原因として御社は、春と秋を調査することが一般的だという、説明をされました。 しかしながら、環境影響評価の手引きには、そのようなことは一切書かれておらず、一般の人は、そのように信じかねない発言でした。 その後、ホームページで公開されている他の事業者の準備書を拝見しましたが、ヴィーナエナジーグループ関連の事業者以外は、冬季を含む 4 季あるいは 3 季で調査しているのが一般的でした。 たいへん誤解を招く発言です。撤回していただきたいと思います。 さらに、他の事業者が行ってる冬季調査と比較しても、八重山周辺で測れないというわけではないので、風の強い日を避けて再度調査すべきです。 その場で訂正できないことや事実でないことを公の場で発言する行為は、都合のいいようにしか受け取れません。 ますます、不信感が募っていく一方です。	騒音調査の手法については、上述の「風力発電施設発生する騒音等測定マニュアル」に記載があり、有効風速範囲における風速下の代表的な風況毎に測定時期を選定することが求められているところ、一般的に、夏季は虫や蛙の鳴き声の影響が大きく、また、冬季は定格以上の強い風が吹くことが多いことから、本事業では春季及び秋季において測定を実施いたしました。本年 6 月 7 日の説明会においても、このようにご説明差し上げました。 ただし、ご指摘のように静穏な環境においては風力発電機から発生する騒音の影響が大きくなることが想定されることから、本事業では運転開始後、冬季を含めた騒音に関する事後調査を実施し、音環境の実態を把握する方針でございます。
14	○騒音について ・低騒音モードの風車を 1 号機から 3 号機に適用するとのことですが、準備書時点の風車の騒音パワーモデルと比較して、107 デシベルが、105 デシベルになったとのことです。低騒音モードの風車を採用したことを、とても強調されますが、2 デシベルしか変わっておらず、指針値をぎりぎりクリアしていた	通常モードと低騒音モードでは、騒音パワーレベルの数字上の差は 2 デシベル（定格風速時）ですが、音響エネルギー量は通常モードと比較して 63% まで減少します。大きな音の発生源から放射される音響エネルギーを減少させることで、地域の音環境への影響の低減を図っております。 なお、本事業では安全側の厳しい条件下において

	としても、増加分が 6 というのは、静穏なこの地域において、依然として大きい数字です。データ上の数字合わせをしたとしか受け取れません。指針値をクリアしたとしても、影響は大きいと考えられます。	予測値が指針値以下となっておりますが、風力発電施設の稼働後は騒音に関する事後調査を実施し、実態を把握する計画です。
15	○騒音の調査 ・「騒音については、必要に応じて追加の環境保全措置の検討を進めてまいります。」とのことですが、二重サッシや防音カーテン以外の追加の環境保全措置とは、何でしょうか。昼も夜も窓を開けられないということになります。現状を保つことは不可能という事になります。自然の音や澄んだ空気が、田舎の一番の醍醐味なのに、とても受け入れられません。	弊社といたしましても、単に音の大きさという数値だけでは測れない環境の快適性や心地よさがあること、そしてそれが住民の皆さまにとって非常に大切な価値であることを深く理解しており、環境保全措置として、単に「二重サッシや防音カーテン」といった物理的対応だけを前提とするのではなく、地域の暮らしの質や住環境の特性を尊重しながら、個別具体的な対策を検討していくことが重要であると考えております。 そのため、運転開始後の状況や専門的な聞き取り調査の結果を踏まえ、必要に応じて、周辺環境と調和した柔軟な保全措置を検討・実施してまいります。 一律的な対応ではなく、地域ごとの声を丁寧に受け止め、適切な環境管理に取り組んでまいります。
16	○騒音について ・昨年 11 月梨木野公民館の説明会で御社は「昔の 2,000kW の風車と今の 4,300kW の騒音レベルというのは本当に変わらない。」と発言されました。また「この風車自体は。大きくはなっているけれども、音というのは、実際の昔の小さい時のものと変わらないぐらいのところになっている」と発言しています。 ということは、平成 25 年に環境省が行ったヒアリング等の現地調査の結果は、そのまま生かされる。ということになり、知事意見の主張はそのまま生かされるということになります。この点においても、風車から最低でも 1km は離してください。	説明会にてご説明させていただきましたように、かつては 2,000kW 級の設備が一般的でしたが、現在では 4,000kW 級以上の設備も採用されるようになっております。確かに出力は増加しておりますが、最新の風車では騒音抑制機能等の高度化が進み、結果として音の大きさ（騒音レベル）は以前と同等レベルとなってきております。 また、環境省は 2010～2012 年にかけて、全国複数箇所での風力発電所における騒音調査を実施し、その結果を踏まえて、平成 29 年に「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」を作成し、風車から発生する音の指針値を定めています。本事業ではこのマニュアルに準拠して、予測評価を行っております。 なお、弊社では、同マニュアルの一般的な手法を上回る対応として、1km 未満に位置するすべての住居を対象に、個別の騒音予測評価を実施いたしました。 これにより、周辺地域における騒音影響をより詳細に把握し、対象となる住居には、個別訪問により予測結果や環境保全措置の内容をご説明し、ご理解をいただけるよう努めております。
17	○景観について ・昨年の、11 月からの説明会の度に、県の景観形成ガイドラインを踏まえた計画を示していただくようずっと、要望しておりましたが、6 月 7 日の説明会でもその説明はありませんでした。現時点でどのような考え方であるのか具体的に示してください。	本年 6 月 7 日の説明会でお示した評価書（案）の計画は、ご指摘の「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」も踏まえた計画となっております。なお、当ガイドラインについては、環境影響評価法とは別の手続きとして、事業者が遵守すべき基準への適合の有無が判断される予定となります。
18	○景観について ・御社は評価書案において、垂直視野角 8 度という指針を打ち出してきました。6 度を超えたら気になりますという知見は鉄塔の見え方にありますが、鉄塔は動くことがなく、風車は稼働時は動いていますので気になります。なので 6 度は有効な数字だと思います。	風力発電機が視認できる大きさを示す垂直視野角については、超えてはならない指針値や基準値は設定されておらず、垂直視野角 6 度及び 8 度という数値についても、事業者が眺望景観への影響低減を考える上での目安となる数値であると考えております。見え方の参考知見を踏まえ、眺望景観への配慮

	います。また、古かろうが新しかろうが、どの時代の人にとっても、気になりだす見え方というのは、変わらないといえます。知事意見を無視した評価です。	として、当初配置において垂直視野角 8 度を超えていた地点については、地形等による遮蔽を考慮し、垂直視野角 8 度に極力近い数値となるよう、配置等の検討に努め、その結果を鹿児島県にも説明いたしました。
19	○景観について ・御社は、評価書案において、景観資源の抽出を依然として、「景観資源の抽出にあたっては、「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）のみを採用しており、それに「記載される「自然景観資源」を抽出することとした。」としています。「景観資源」の考え方は、現地のヒアリング、説明会における住民の主張、意見書などの地元住民の「八重山は私たちのシンボリックな山として存在している」という主張も生かされるべきものと思います。 また、八重山が環境省の調査結果で環境資源になっていないから、景観資源ではないというのはかなり乱暴であると考えます。鹿児島市では八重の棚田地区景観計画をたてており、八重山と棚田と一体になって、景観が重要だと言っています。一方、県知事意見では、環境影響評価上 「八重の棚田（上之丸中線中間点付近）」を眺望点とした予測結果において、配置等が予定されている風力発電設備等(1～4 号機)について、それぞれ垂直視野角 7.3 度、6.4 度、6.3 度、7.6 度と予測されており、6 度を超えていることから、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を評価書に記載すること。」としており、景観の影響については、県知事意見が生かされるのであれば、「景観資源」についての言及がないことから、必ずしも「景観資源」であることだけで判断されるものではないということになります。 発電所に係る環境影響評価の手引によりますと、令和 6 年改訂により、下線部のように追加されました。「主要な眺望景観とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。<u>なお、景観資源を眺望する景観でなくても展望台などが設置されている眺望点での主要な眺望方向や景観の眺望を目的とした場所からの景観についても眺望景観として留意が必要である。</u>」 以上のことから、垂直視野角が「6 度を超えていることから、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を評価書に記載すること」という知事意見は、尊重されるべきです。6 度以上は圧迫感があるとして周辺の民家、鹿児島市の八重山自然遊歩道にも著しい影響があるといえます。	八重山については、「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）に係らず、眺望景観への配慮が必要であると考えており、八重の棚田と八重山を望む眺望景観への影響を低減するべく、配置検討等を重ね、当初配置と比較し、風力発電機が視認しやすい水平の広がり度を低減いたしました。 なお、八重の棚田からの眺望景観については、八重の棚田保全委員会との協議も実施しており、棚田と風力発電機の眺めが新たな景観の価値を生み出すことへの期待の声もあり、今後、視点場の整備等にも協力を行うこととしております。
20	○景観について ・環境融和色の採用で、環境保全措置をとるということですが、これは送電鉄塔の見え方によると、1.5 度～2 度くらいにおいて、気にならなくなる措置です。建築物は必ず光と影が存在し、さらに朝方、昼、夕方と光の加減は変わります。 また、鹿児島市側と薩摩川内市側では、光の当たり方が違いますので、当然風車本体の影のあり方が違います。いくら環境融和色を施したとしても、影になる地域では、シルエットが気になります。2 度以	フォトモンタージュについては、風力発電機の描画専門のソフトウェアを使用してそれぞれ下記を反映して予測をしております。 ・外形：実際に採用する機種と同型の風車モデルを描画しています。 ・塗装色：実際に採用する塗装色をソフトウェアに入力し、風車の描画に反映しています。 ・陰影等：撮影時の時刻、天候（雲量等）をソフトウェアに入力し、写真内で自然な見え方となるよう陰影を描画しています。

	上になると、環境融和色に関係なく、気になりだす可能性は否定できず、6 度以上になると圧迫感があることには変わりはないので、すべての見え方において「環境融和色で低減が図られる」というのは無理があります。 フォトモンタージュの写真は、風力発電機を融和色のみで表し、立体の影を表しておらず、非常にわかりにくい写真となっています。特に予測結果比較のてんがら館から見る風景は高さ 60m 程度の風況塔さえもはっきりと見えるはずであるにも関わらず、風力発電機の見え方は非常に違和感があります。わかりやすい写真を準備すべきではないでしょうか。	なお、てんがら館のフォトモンタージュ内にも風況観測塔は写っており、風況観測塔と比較しても風力発電機の描画のサイズは正しいものと考えております。
21	○景観について ・鹿児島県知事意見では、環境影器評価上でも 6 度を越えた事例について、影響があることも意見しています。八重山は、周辺地域のみならず、市民県民にとってのシンボリックな山であり、主要な眺望方向であり、眺望景観、景観資源です。 「八重の棚田（上之丸中線中間点付近）」を眺望点とした予測結果において、配置等が予定されている風力発電設備等(1～4 号機)について、それぞれ垂直視野角 7.3 度、6.4 度、6.3 度、7.6 度と予測されており、6 度を越えていることから、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を評価書に記載すること。」この知事意見は、尊重されるべきです。 景観に対して、6 度以上は圧迫感があるとしており、周辺に多くの該当する民家が存在しています。周辺住民にも著しい影響があるといえます。	眺望景観への配慮として、当初配置において垂直視野角 8 度を越えていた地点については、地形等による遮蔽を考慮し、垂直視野角 8 度に極力近い数値の事業計画となるよう配置を検討いたしました。
22	○景観について ・この八重山の景観に対する問題については、経済産業大臣勧告でも「地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。」と示されていることから、「環境影響を受ける範囲と認められる地域」のみならず、登山者を含めた利用者にとっても大事な要素であるので、市民県民全体の問題として捉えるべきものです。	本事業における景観への配慮に関して、登山者を含む幅広い皆さまにとって重要な要素であるとのこと意見、真摯に受け止めております。
23	○景観について ・以前の説明会でも度々要望してきましたが、6 月 7 日に行われる予定の説明会は、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に対して、どのような事前協議がなされているのか、評価書案との整合性が説明されず、説明会として成り立っておりませんでした。 「『鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン』に定める事業者が遵守すべき基準を満たさない可能性がある場合は、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を評価書に記載すること。」という県知事意見との整合性が図られた説明がなされない限り、評価書案としては全く意味を成しません。	本年 6 月 7 日の説明会でお示しした評価書（案）の計画は、ご指摘の「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」も踏まえた計画となっております。 なお、当ガイドラインについては、環境影響評価法とは別の手続きとして、事業者が遵守すべき基準への適合の有無が判断される予定となります。
24	○騒音について ・県の陳情にある病気を抱えたご家族が、風車建設地から 1km 圏内に住んでいることから、1km 以上離すことは絶対に避けられないと考えます。このお宅については、600m 弱という極めて近い所にあります。環境保全のために特に配慮が必要な場所です。	当該ご家族のご懸念につきましては、個人の健康や生活に関わる情報を含むことから、弊社としては詳細について公の場で申し上げることは差し控えさせていただきますが、ご家族より伺った病状を踏まえたうえで、個別訪問やご説明を行っております。 また、いただいたご懸念の声を受け、当該病状に

	専門家にヒアリングを行い個別回答したとのことですが、どのような専門家が、どのような説明をされ、そのことについて納得されたのでしょうか。詳しく病状を知らない専門家が、発言したとして、果たしてそれがご本人の病状に照らし合わせて適切なかどうか、疑問です。絶対に病気に影響はないという証明ができないのであれば、先に住んでいたのは、このご家族なのですから、あとから計画を持ち込んで今の生活を踏みにじる行為は、許せません。県知事意見に沿って、7号機、8号機は、1km以上離すべきです。	関する専門的知見を有する医師（該当分野での長年の診療経験を有する専門医）に対しヒアリングを実施し、その結果として、当該ご病状に対して、風力発電設備が医学的に影響を及ぼすとは考えにくいとの見解が示されております。 弊社としては、これらの見解を踏まえた上で、丁寧なご説明に努めておりますが、引き続き当該ご家族との対話を重ねながら、ご不安の解消に向けて真摯に対応してまいります。
25	○風車の影 ・風車の影の予測結果は、依然としてガイドラインの指針値を超える結果となっています。 勧告は「指針値を超えることがないよう」と述べられています。「植生や建築物などで遮蔽される」ことは、「不変ではない」との指摘も準備書にあったにも関わらず、同様の評価がなされています。再度勧告を聞き入れるべきです。 騒音と同様、昼間からカーテンやブラインドを閉めなければならない状況となるのは、住民の生活や尊厳を無視したものです。	ご指摘のガイドラインの参照値を超過する住宅等については、全戸を対象に遮蔽状況の確認調査を行い、予測結果についてご説明し、一定のご理解をいただいております。 なお、対象住宅等へ風車の影がかかると予測される時間帯は早朝であり、日中の太陽高度が高い時間帯に風車の影が室内へ差し込むことはないため、カーテン等の設置が必要な状況にはならないものと考えております。 また、評価書（案）に記載のとおり、予測結果に関わらず、風力発電施設の稼働後に風車の影に関するご意見を頂戴した場合には、適切な対応を取る所存です。
26	○人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響 ・大臣勧告で「八重山自然遊歩道に影響を及ぼすおそれがある」とはっきりと述べられています。それに対して、評価書案では予測地点は「現地調査を実施した7地点（八重山、八重山公園、八重の棚田、踐祚の滝、清浦ダム、九州自然歩道、日置市伊集院森林公園）とした。」とあり、「八重山自然遊歩道」に関する「主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況」についての記載がありません。勧告にある「<u>当該遊歩道の利用状況の把握に努める</u>」ことをなされておらず、人命にかかわる重大な問題を回避しています。 八重山自然遊歩道に対する遊歩道の利用状況を年間を通して十分に把握し、予測地点として追加して調査すべきです。	「八重山自然遊歩道」につきましては、「八重山」において主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所と認識及び把握しており、「八重山」の調査及び予測評価の結果に記載しております。 頂戴したご指摘も踏まえ、「八重山」が「八重山自然歩道」を含む旨がわかりやすい表現となるよう工夫するとともに、八重山（八重山自然遊歩道含む）について得た新たな情報を評価書に追記いたします。
27	○人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響 ・「評価書案 表 10.4-1(42)調査、予測及び評価結果の概要（人と自然との触れ合いの活動の場への影響）」で、示された内容は、極めて一時的なものです。 本来の登山客の把握ができておらず、八重山周辺で行われているイベントや八重山自然遊歩道の設立に至った話など、地元の商工会やコミュニティ協議会、登山客などのヒアリングができていません。調査不足です。	「八重山（八重山自然遊歩道含む）」につきましては、登山者名簿や赤外線カウンターによる公的な利用者数の把握は実施されていないものと認識しておりますが、頂戴したご指摘も踏まえ、関係機関にて独自に実施されている利用者数調査の結果を追記いたします。
28	○人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響 ・評価書案の環境保全措置で、「風力発電機は周囲の環境になじみやすいように環境融和色(RAL7035 ライトグレー)に塗装することで、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減できる。」とありますが、この基準は「垂直視野角と送電鉄塔の見え方（参考：昭和56年の知見）」によると、1.5度～2度くらいにおける、気にならなくなる環境保全	「八重山」からの眺望景観の変化を含め、本事業の実施によって生じる可能性のある影響につきましては極力回避もしくは低減するよう計画いたしました。引き続き皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。

	措置です。山頂広場においては、垂直視野角 21.9 度なので、全くあてはまりません。	
29	○人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響 ・「(2)評価書における検討内容」として、 「・風力発電機の配置の見直しに当たっては、八重山山頂における眺望に配慮し、主眺望方向を遮らないよう且つ離隔を取った風力発電機の配置とする」とともに、4 号機については風力発電機の地上高さを 154m とした。」 とありますが、そもそも準備書においては、154m だったので何ら変わりはなく、環境保全措置をとったとは言えません。	4 号機以外の風力発電機は地上高さ 159m とする計画ですが、4 号機は風力発電機の高さを変更せず、眺望対象に介在しない配置等により準備書時の見え方と比較し、影響を低減するよう検討いたしました。
30	○人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響 ・鹿児島県知事意見でも、「利用者に対する十分な安全を確保する」については、「<u>八重山自然遊歩道</u>をはじめとする人と自然との触れ合いの活動の場において、<u>利用者に対する十分な安全を確保する</u>とともに、利用に際して影響を回避・低減すること。」とあります。	鹿児島県知事意見も踏まえ、「八重山自然遊歩道」をはじめとする人と自然との触れ合いの活動の場の利用者に対し、十分な安全を確保した計画となるよう検討いたしました。
31	○人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響 ・「主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果」においては、「眺望の変化については『10.1.7 景観』のとおりであり主眺望方向を遮らない等、見え方に配慮している」との記載がありますが、主眺望方向に限らず、「八重山山頂広場」及び「八重山自然遊歩道」どちらもかなりの圧迫感を感じながら、登山することになります。「八重山山頂広場」及び「八重山自然遊歩道」で、騒音調査はなされておらず、自然の音色を楽しみながら登る登山者にとって、風車の騒音は煩わしいものであると推測できます。騒音の調査地点に加えて、調査すべきです。	ご指摘いただきましたとおり、「八重山」の一部エリアで風力発電機が稼働する予定としておりますが、十分な安全を確保することはもちろん、適切な整備・点検を実施し性能維持に努め、騒音の原因となる異音等の発生は抑制する計画としております。 引き続き皆様にご利用いただける共存可能な計画となるよう努めてまいります。
32	○人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響 ・県知事意見は、「八重山山頂広場」及び「八重山自然遊歩道」についても述べられています。一方、御社は山頂広場について強調しています。しかし、八重山自然遊歩道にかかる影響は計り知れないので、騒音、景観、十分な離隔をとる安全確保について、慎重に判断するべきです。	ご指摘の八重山自然遊歩道につきましては、景観や安全面への配慮が必要と認識しており、現在、管理者である鹿児島市と協議を行っております。 今後も、遊歩道利用者の安全確保や景観への影響を踏まえ、必要な対応を検討・実施してまいります。
33	○人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響 ・評価書案によると、環境保全措置に関して 「・地形や既存道路等を考慮し、改変面積を必要最小限にとどめ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している範囲には<u>直接改変が及ばない計画とする。</u>」 「・八重山については、風車配置の見直しを行い、山頂や遊歩道に直接改変が及ばない計画とする」とともに<u>極力離隔を確保した計画とする。</u>」とあります。「直接改変が及ばない」ようにするのは、当然のことです。 「八重山自然遊歩道」は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能しています。 「極力離隔を確保した計画とする。」というのが、果たしてヤードから 10.4m、最も近い風車羽根下と自然遊歩道との離隔距離が 12.8 メートルで、計画が果たされたとは言えません。これまでの風車のブレードの飛散事故を踏まえて、考えられる飛散距離、またはこれまでに事故のあった飛散した実測距	本事業計画においては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している範囲には直接改変が及ばない計画とするよう努めたうえで、可能な限り離隔を確保できる風車配置としております。 なお、風車ブレードの飛散に関するご懸念につきまして、本事業で採用を予定している風力発電設備は、2017 年に新たに改正された JIS 規格に適合した機種であり、構造上の安全性・耐久性について、国際基準よりも厳しい技術基準に基づく設計となっております。 過去に飛散事故等が報告されている風車は、旧基準のもとで設計されたものがほとんどであり、現在の規格に準拠した最新型の風車においては、同様の事象が発生しないような構造上の改善がなされています。 ご意見を踏まえ、今後も、安全対策の徹底に努めてまいります。

	離は、最低でも離すべきです。	
34	○その他 ・『方法書に対する知事意見において、「過去の被害事例等も調査し、風力発電設備等の配置等、稼働制限等の措置を含め、風力発電所の稼働後に当該影響が確認された場合の対策についても十分に検討を加え、それらの結果を準備書に具体的に記載すること」とあるが、準備書に被害事例の調査結果や、具体的な検討結果が示されていないことから、適切な調査、評価を実施し、結果を踏まえて必要な対策を講じるとともに、評価書に記載すること。』と鹿児島市長が述べています。これについての、被害事例は調査されておられません。御社は「昔の 2,000kW の風車と今の 4,300kW の騒音レベルというのは本当に変わらない。」と発言されているので、これまでの被害は古くても比較されるべきものです。 しかも、騒音がないという保証はどこにもありません。建ってみたいとわからないことに、当然納得はいきません。全国の被害を再調査してください。その際に、苦情と受け取ったものも、れっきとした被害です。健康被害を強調されますが、睡眠障害もれっきとした被害であり、事実睡眠薬を飲んで寝るという方もいらっしゃいました。薬をもらう時点で、もうそれは健康被害と言えると思います。ノイローゼになるというご友人の方もいらっしゃいます。そういった声に目を背けずに対応しない限り、ただ教授の話だけを評価書に載せて、実態を調べようとしない態度では、近隣の住民には寄り添うことなどできません。全国の被害状況をしっかりと把握すべきです。	ご指摘の件につきまして、まず前提として、「風車の稼働によって騒音が一切発生しない」ということではございません。風車が稼働する以上、音は発生してしまいますが、平成 29 年以前は風車から発生する音の全国的に統一された評価基準が存在しませんでした。平成 29 年に「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を環境省が定めており、風車から発生する音のレベルがこの基準値（指針値）を満たしているかどうかが重要であると考え、本事業ではこれを遵守する計画としております。 また、全国の被害事例については、環境省において設置された有識者による検討会でとりまとめが行われており、弊社もその内容を確認したうえで、評価書の作成や環境保全措置の検討に反映しております。 なお、これまでに弊社が他地域において運営する風力発電所において、近隣住民の方々への個別ヒアリング等を行ってまいりましたが、現時点でご指摘のような健康被害・睡眠障害の報告や事例は確認されておられません。 引き続き、他地域も含めた住民のみなさまのご意見の把握、情報収集に努めつつ、必要に応じて柔軟に対応してまいります。

表 6 一般の意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
35	はじめに 本事業計画のように環境アセスメントにかかるような大きな開発事業は、郡山地域住民にとっては初めてであり、「環境影響評価」が何なのかということも、ほとんどの人が知りません。ですから、私たちは「事業計画案」及びそれがもたらす環境影響について、情報、問題点をできるだけ多くの人たちに共有してもらいたいと考えています。風力発電機が稼働してから、「こんなはずじゃなかったが・・・・・・」と後悔のないようにする——それがコミュニティ協議会の役割でもあると考えています。その点から言いまして、本年 6 月 7 日の説明会の運営は「丁寧かつ十分な説明」には至らなかったのではないかという思いから、改めて次のような提案をします。 本年 6 月 7 日の説明会において、終了予定時刻の午後 4 時を過ぎ、延長時間の 6 時も終わるという時間(20 分位前)に会場から次のような提案がありました。 ① 質問・意見のために挙手している人がいます（事業者確認で 9 名）。1 時から始まって 5 時間も経って、まだこれだけの質問をされる方がいます。改めて説明会を開催していただく、ということでしょうか。	貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。 ご提案いただいた内容につきましては、本年 6 月 7 日の説明会の終了時に、当日頂いた環境保全の見地からのご意見・ご質問については、後日、弊社ホームページに事業者回答とともに掲載する旨をその場でご案内し、お約束しております。 また、当該内容の周知については、南日本新聞へ広告掲載、タウンプラスによる郡山地区への全戸配布、定期発行を行っているふうしゃだより VOL13 への掲載および鹿児島市のホームページにてお知らせしております。

	《事業者回答》6 時以降も会場を確保していますので、質問のある人に対してはこの後も受け付けます。 ② もう、すでに5時間を経過しています。高齢の人にとっては、集中力を要する質疑応答は、これ以上は無理です。 《事業者回答》6 月 20 日まで文書による質問・意見を受け付けています。そちらの方をお願いします。 ③ それでは、20 日までに提出される「質問・意見」、それに対する事業者の「回答・見解」については、準備書の手続きに準じて御社のホームページで公開していただけますか、できましたら、今日の説明会で出ました「質問・意見」と、それに対する御社の「回答・見解」もホームページに掲載していただけますか。 《事業者回答》検討させていただきます。 上記提案は、様々な人たちの意見と「環境影響評価」上の問題点を、できるだけ多くの人たちと共有したいという趣旨であり、私たちの考えでもあります。上記提案に対する御社の回答は「検討させていただきます。」ということです。検討された結果はどうなったのでしょうか。少なくとも説明会に参加されていた人たちには、御社はその回答を伝える義務があります。何らかの形で「検討した結果」を説明会参加者に伝えてください。お待ちしております。 以上のことを述べさせていただいた上で、「環境影響評価書案・補正版」（以下、「評価書案補正版」という）に係る「環境保全の見地からの意見」を述べます。	
36	I 鳥類及び生態系に対する影響について 私たちは昨年 12 月 20 日の説明会に向けて「質問書」を送付しましたが、当説明会では回答が終わりませんでした。その後、説明会当日回答がなかった点も含め、本年 1 月 24 日付で改めて「回答書」が送付されてきました。（以下、「質問・回答 N0」は御社の「回答書」におけるナンバリングを使用します） その「回答書」N025-N031 では、次のように回答されています。 「クマタカに関しては、公開可能な範囲の情報を基に回答させていただきたく、回答内容の精査に時間を要しておりますため、恐れ入りますが N025-N031 については別途回答とさせていただければと思います。」と答えながら、5 ヶ月経った今に至るも回答がありません。 そのような経過の上で、6 月 7 日の説明会では手を上げ続けていたのですが、指名されたのは、延長時間も終わる午後 6 時の 20 分位前です。クマタカに関する N025-N031 の質問に「丁寧かつ十分」に答えてもらうには、20 分位では終わりません。さらに、N025-N031 に関連する追加質問及びその他の質問事項もありました。ですから、私たちは上記「はじめに」の提案したのです。改めてこの提案に対する「検討結果」を説明会参加者全員に伝えていただきますよう要請して、本題の「質問及び意見」に戻ります。	1 12 月 15 日付「質問書」の質問 N025-N031 に対する回答は以下のとおりです。 No. 25 ご認識のとおり、事業計画の見直しの結果、新たな 7,8 号機の設置位置は準備書における 8,9 号機より上宮岳に近づいていますが、下記 No. 26 及び No. 27 の回答のとおりクマタカへの配慮に努めた上で検討を行いました。 No. 26 クマタカへの改変による生息環境の減少・喪失の目安は巣から 1,000m 以内とされ（「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（環境省、2024 年 6 月））、新たな 7,8 号機は上宮岳ベアの営巣地からの離隔は 1,000m 以上確保しており、繁殖に配慮した配置と考慮しております。 No. 27 ご認識のとおり、新たな 8 号機は準備書における 8 号機の近くにありますが、位置は南にずれております。位置変更後の再予測の結果、環境審査顧問会で意見のあった衝突リスクは低減されております。 また、現地調査の結果からは、牛の飼育地への飛来及び土捨て場①②付近への飛来は少ない結果となっており、衝突リスクは低いと考えております。

1、まず、12月15日付「質問書」の質問 N025-N031 に対する回答をお願いします。 2、質問 N025-N031 に関する追加質問です。 ① 質問 N025 に関連して、「評価書案補正版」の 7、8 号機は、「準備書」の 8、9 号機より上宮岳ペアの営巣地に近づいていると思いますが、「評価書案補正版」の 7 号機は取りやめになった 9 号機より何 m、営巣地に近づいていますか。同 8 号機は「準備書」の 8 号機より何 m 近づいていますか。 ② 「評価書案補正版」(10.2.-49)「表 10.2-16(2) 専門家からの意見の概要 (生態系)」の【大学准教授】の意見は、大臣の「クマタカのペアごとに、行動圏を設定した後に、高利用域内の好適採食地の行動圏の内部構造及び営巣適地の解析等を改めて実施し生態系に係る専門家の助言を踏まえ、……」という勧告に全く応えていないと思います。 大臣勧告は―― A クマタカの繁殖への影響が大きい時期の工事の内容、時期及び期間に係る環境保全措置が検討されていない。 B クマタカの生育環境の質を定期的に予測することで、本事業の生態系への影響評価・総合考察するといいながら、準備書にはそれらの解析結果が示されていない。 C 推定された採餌環境として好適性指数が高いエリアに複数の風力発電設備等を配置する計画にも関わらず、適切な予測及び評価がなされているとは言い難く、風力発電設備等及び土捨て場の配置の検討が十分になされていない。 ――との問題点を指摘し、 「このため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から以下の措置を講ずること。」と述べ、次のことを勧告しています。 <u>ア クマタカのペアごとに、行動圏を設定した後に、高利用域や高利用域内の好適採食地等の行動圏の内部構造及び営巣適地の解析等を改めて実施し、生態系に係る専門家の助言を踏まえ、高利用域内の好適採食地の改変を回避又は極力低減するとともに、営巣地と高利用域内の好適採食地の間の主要な飛行ルート上への風力発電設備の設置を極力回避すること。</u> (以下、イ～カの 5 項目は略) 以上のことを専門家の助言を踏まえ、実施することと勧告しています。しかし、専門家の意見はそれとは全くずれています。 「・(a) 営巣地と最寄りの風力発電機までの距離については、上宮岳ペアは約 1.1km である。それぞれ、営巣地の山腹側を利用することで、風車配置の稜線を跨ぐような飛翔は少なく、お互い干渉する行動が少ないことから、高利用域への影響は小さいと考える。 ・(b) 準備書から評価書にかけて風力発電機を 9 基から 8 基に削減していること、風力発電機を回避する空間は準備書時より増えていること、改変区域を約 31.6ha から約 21.0ha へと削減し (約 10.6ha 減)、土	No.28 生息地保護の観点から詳細は回答できませんが、1,000m 以上の離隔を確保しています。 No.29 高利用域については、前出の文献において目安距離として営巣地から 1.5km 以上とされておりますが、行動圏内にあるつがいが高頻度で利用する範囲を示すものであり、採食地への移動経路や主要なとまり場所と、尾根などの地形も加味して、設定するとされております。 本事業においては、現地調査の結果から風力発電の配置位置に接する範囲までが高利用域と考えられます。また、実際の飛翔状況等も加味した上で、クマタカに配慮した配置計画としております。 No.30 準備書以降に風力発電機の基数を 9 基から 8 基としたこと、また新たな配置において予測評価を実施し、クマタカの利用しなくなる範囲が増えないよう、評価書においては配慮した計画といたしました。 No.31 現状では、営巣地から風車配置を含む改変区域は 1,000m 以上の離隔があり、繁殖への影響は小さいと考えており、工事工程の調整などは計画しておりません。なお、今後もクマタカの繁殖状況については調査を行い、把握に努め、営巣地が計画地の近くに移動するなど影響が想定される場合には工事の調整などを検討いたします。 2 ① 「評価書案補正版」の 7 号機は「準備書」の 9 号機より 290m、また「評価書案補正版」の 8 号機は「準備書」の 8 号機より 80m 上宮岳ペアの営巣地へ近づくこととなりますが、営巣地からの距離は 1,000m 以上の離隔があり、風力発電機が 1 基削減されます。 2 ②(a) 営巣地及び飛翔経路等の図については希少種保護の観点から非公開としておりますが、専門家へのヒアリングにおいては、クマタカの調査結果及び内部構造の解析結果をお示しして、ご意見をいただいております。今後、経済産業省の顧問へも、解析結果を含めて、審査をしていただくこととなります。 2 ②(b) クマタカの現地調査結果より、年度毎に内部構造の解析を行っております。営巣地等の情報が含まれるため、希少種保護の観点から非公開とさせていただいておりますが、高利用域内の好適採食地への改変はなく、好適採食地の利用を妨げるような計画を回避しております。ヒアリングを行った専門家には、内部構造の解析結果を示し、ご意見を戴きました。今後、経済産業省の顧問へも、解析結果を含めて、審査をしていただくこととなります。 2 ③ 「種の繁殖への影響が大きい時期の工事の内容、時
---	---

地造成面積を必要最小限にとどめる等の環境保全措置を講じていることで、行動圏への影響は実行可能な範囲内で低減が図られているものとする。

(a)について

【大学准教授】は「風車配置の稜線を跨ぐような飛翔は少なく、お互い干渉する行動が少ないことから、高利用への影響は小さい」と述べ、「高利用域への影響が小さい」理由を「風車配置の稜線を跨ぐような飛翔は少ない」こと、としています。

7、8号機は「風車配置の稜線」より営巣地から見て100m程手前、すなわち「風車配置の稜線を跨ぐ」手前にあり、約1.2km位の距離に立地すると推測しています。

環境省の「猛禽類保護の進め方（改訂版）」では、「高利用域」について、「営巣期高利用域は営巣木を中心とした半径1.2km圏、非営巣期高利用域は半径1.5km圏の範囲に該当するが、より広い範囲を採用することが、クマタカの通年の高利用域の保護につながると思われる。」と述べています。

《質問及び意見》大臣勧告に従い、踏まえた「大学准教授の助言」は的外れではないのでしょうか。クマタカに関する「営巣地及び飛翔経路等の図」は一般に公開されていませんので、断定はできないのですが、「評価書案補正版」の「クマタカに係る調査、予測及び評価結果」は、上記経済産業大臣の勧告における問題点指摘に答えていないのではないのでしょうか。経済産業大臣の勧告のクマタカに係る問題点指摘にどのように答えたのか一つ一つ「丁寧かつ十分な説明」をお願いします。

(b)について

上宮岳ペアにとって9基から8基に削減されたことはそれほど関係ないと思います。上宮岳ペアにとって、準備書における事業計画で営巣地から最も近いのは、6～9号機です。この4基は「評価書案補正版」では9号機が取りやめになり、（準）7→（評）6号機、7と8の間に7号機、8号機が約100m営巣地に近づき、準備書で営巣地に最も近かった4基より「評価書案補正版」の4基の方が営巣地に近づいています。さらに、「評価書案補正版」では準備書よりブレードの直径が10m大きくなっています。

《質問及び意見》経済産業大臣は「高利用域内の好適採食地の改変を回避又は極力低減するとともに営巣地と高利用域内の好適採食地の間の主要な飛行ルート上への風力発電設備の設置を極力回避すること。」と勧告しています。「評価書案補正版」の「クマタカに係る調査、予測及び評価結果」は、この大臣勧告に答えていないのではないのでしょうか。御社の「丁寧かつ十分な説明」をお願いします。

③ 質問 N030-N031 に関連して、「評価書案補正版」P10.2-50「2.工事の実施における環境保全措置の検討」における「(2)騒音・振動」に関しては、内容的に準備書と同じです。また、「(4)動物、植物、生態系」の「①動物、③生態系」に関して、準備書の内容から加わったのは――

期及び期間に係る環境保全措置の検討」について、クマタカの生息環境の減少・喪失の目安は巣から1,000m以内への風力発電機の設置（「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（環境省、2024年6月））とされており、本事業では1,000m以上の離隔のある計画としていることから、営巣への影響は低減できていると考えております。今後、これらの情報を踏まえ、経済産業省の顧問の審査を受けることになり、必要な保全が求められた場合には、保全措置等の追記をいたします。

	「準備書時には 9 基を予定していた風力発電機の設定基数を 8 基に減らす計画とし、飛翔動物が回避する空間を確保する。」——ただこの 1 項目だけです。 《質問及び意見》経済産業大臣の「種の繁殖への影響が大きい時期の工事の内容、時期及び期間に係る環境保全措置が検討されていない。」という勧告には答えていないように思います。私たちの見落としかもしれません。この点について検討している箇所があれば、教えてください。それとも「9 基から 8 基に削減する」ことで、大臣勧告には十分に答えているということでしょうか。「丁寧かつ十分な説明」をお願いします。	
37	II 騒音に関して 本年 6 月 7 日の説明会の説明資料として配布された「環境影響評価書案の補正内容について」（以下、「評価書案補正内容について」という）の P43～44 に「鹿児島県環境林務課からの見解」を踏まえた追加保全措置等として、次のような説明があります。 「本来の環境影響評価とは別に、風車から 1km 圏内の住居(44 軒)の騒音の予測評価を実施、各住居を訪問のうえ、予測結果の個別説明に努めました。」 《質問及び意見》説明会において、騒音の予測評価の基本となる一般環境騒音調査地点について、梨木野地区は環境 B＝梨木野公民館前であると説明されました。そして、梨木野地区の 1km 圏内の住居における風力発電機稼働時の騒音の予測は、環境 B の騒音レベルの測定数値を基に行い評価した旨、説明されました。 ① 梨木野地区は 8 号機か 600～700m 圏内に 7 軒ほどの住居（「7 軒の住居」と略）があるようです。一方、梨木野公民館は 1km を少し超え、その距離の差は 300m 以上あります。また、「7 軒の住居」と梨木野公民館前では環境（静けさ）が違います。私たちは「7 軒の住居」で最も騒音の影響を受けるだろうと思われる住居前で騒音レベルの調査を行い、そのデータを基に各戸の予測評価を説明すべきではないかと思うのですが、御社の見解を「丁寧かつ十分」に説明してください。 ② 「各住居を訪問のうえ、予測結果の個別説明に努めました。」とありますが、8 号機から最も近い 620～40m くらいの住居にお住まいの人たちにどのように説明されたのか、説明されたとおりの内容で、私たちにも説明してもらえないでしょうか。 以上	①梨木野地区には環境 b より風力発電機に近い位置に居住実態のある住居が存在していると認識しておりますが、騒音調査地点の選定にあたっては、事前に地域住民の方に相談のうえ、地域住民の方々が集まる機会のある代表地点として梨木野公民館前を選定いたしました。 ②ご指摘の地域での個別説明においては、予測を実施するに至った経緯に加え、該当の住居の風車からの最短距離や、予測における前提条件、予測に用いた残留騒音値、予測値、指針値等についてご説明差し上げております。 <予測における主な前提条件> ・風車 1～3 号機は、通常より静かな「低騒音モード（パワーレベル 105dB／デシベル）」を採用 ・現地の地形や空気吸収等の条件は予測に反映 ・地表面による音の減衰（雑草や樹木など）は考慮せず、保守的な条件で予測 ・残留騒音は、各住宅から最寄りの調査地点における値を採用 なお、個別の予測結果については、住居ごとに状況も異なることから、必要に応じて再度ご説明に伺うことも可能です。ご要望等ありましたら、弊社までご連絡いただければ幸いです。

表 7 一般の意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
38	土砂災害の恐れ、自然遊歩道の価値を毀損する恐れがあることから本事業の撤回を求めます。 ■山地災害危険地区 入来城山 GC から南に伸びる取付道路は、崩壊土砂流出危険地区 [地区番号 215-2015]を横断します 1)。ここの樹木を伐採し大規模に土地を改変することは土砂災害の誘因を作ることであり危険です [図 2.2-	貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。 ■山地災害危険地区 計画地の一部が山地災害危険地区に係ることは承知しております。新設道路やヤード敷地造成にあたっては、必要最小限の改変区域となるように検討を重ねており、今後、保安林に係る許認可手続きに

4(3)]. なお、評価書には山地災害危険地区の情報が欠けています。追加してください。 1) 鹿児島県山地災害危険地区マップ https://sanchimap.pref.kagoshima.jp/index.php ■土砂災害防止タイプの森林 薩摩川内市と鹿児島市の境の稜線一帯は国有林です。1号機～4号機の風車ヤード及びそれらを結ぶ道路を造成するために伐採される森林は土砂災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア）の森林です。山地災害防止タイプの森林（土砂流出・崩壊防備エリア）は「土砂の流出、崩壊等による山地災害による人命・施設の被害の防備を目的」[2)の p.5]として整備されています。 下に施業実施計画図 3)と国土数値情報 [国有林野] 4) から抜粋します。 ※図省略 次に、伐採方法を管理経営の指針から抜粋します [2)の p.5]。 ア) 主伐は、原則として、森林の現状に急激な変化を与えないよう択伐又は複層伐により、<u>成長の衰退した林木、枯損木等を主な対象</u>として行う。 イ) 択伐の方法は原則として<u>単木択伐</u>とする。 アンダーラインは私が引きました。これらの林分は、本事業計画のように幅広に帯状に伐採されるべきではありません。林齢が 100 年を超えていることから分かるように、意図して切らずに残されてきたものであり、母樹として残すべきものです。 2) 管理経営の指針 九州森林管理局 令和 6 年 4 月 https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/press/kikaku/attach/pdf/240105-29.pdf 3) 第 6 次国有林野施業実施計画図 北薩 9-3 https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/attach/pdf/zumen-353.pdf 南薩 4-4 https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/attach/pdf/zumen-387.pdf 4) 国土数値情報 国有林野 https://nlftp.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A45.html ■八重山自然遊歩道 八重山自然遊歩道を利用する人は風車の真下を何度も通る感覚を持つはずです。また、一様に緑化された法面を見ることになり、今の多様性に富んだ植生を楽しむことはできなくなるはずです。この損失は正しく評価されなければならないと考えます。 ■現状回復 御社は供用期間終了後、どのように原状回復を考えていますか。風車を撤去することは言うまでもあり	において、厳正に審査されるものと考えております。 また、山地災害危険地区については、土地利用等に制限を加えるものではないことを関係機関へ確認しております。 ■土砂災害防止タイプの森林 第 6 次国有林野施業実施計画図を確認の上、計画地の一部において、山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア）の森林であることを確認しております。 土砂流出・崩壊防備エリアの基本的な考え方及び整備の目標として、「必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備」することが挙げられており、今回計画している新設道路が本目標達成の一助となるよう、関係機関等と協議を進めてまいります。 ■八重山自然歩道 遊歩道をご利用になる皆さまの安全確保および景観への影響につきましては、引き続き配慮の上、必要な対応を検討・実施してまいります。 なお、遊歩道から造成箇所（緑化された法面）が視認される可能性のある場所のごくわずかに限られており、ほとんどの区間で景観の変化はなく現在と同様の植生が視界に入り続ける見込みです。 ■現状回復 FIT 期間満了後の対応については、延長運転・建替え（リプレース）・撤去のいずれの可能性も見据え、撤去時には設備の適切な処理を行うとともに、地権者様や関係機関等との協議に基づき必要な原状回復等、対応する計画としております。 道路につきましては、森林施業に資する林道としての活用を見据え、将来の維持管理が過度な負担とならないよう、あらかじめ関係機関と道路設計について林道基準等に基づき協議を行っております。
--	--

	ません。残土置場等の付帯設備についても土地の安定性を担保するような原状回復がなされなければなりません。道路等の付帯設備について林業との共用を考えているのでしたら、ゆくゆくこれらの付帯設備は過剰な設備として林業にとって重い負担になると考えます。供用期間終了後に再エネ賦課金等の補助金があるとは思えません。最初から林業等の他事業との共用は考えずに付帯設備等は設計してください。 以上	
--	---	--